

市民税・県民税・森林環境税納税通知書（納税義務者用）の見方

2 枚目

対象年度の年税額（給与特別徴収、年金特別徴収、普通徴収の合計額）が記載されます。 お問い合わせの際は通知書番号をお知らせください。

▼賦課期日時点氏名・住所					通知書番号	
	年税額	給与特別徴収額	年金特別徴収額	差引普通徴収税額	金融機関名 (支店名)	口座振替の方はこちらに口座情報が記載されます。
					口座番号	
					(口座名義人)	

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限		
普通徴収（納付書や口座振替、納税組合での納付）の対象となる税額です。		

	納期限	納付額	前納税戻金	差引納付額
対象年度の年金からの特別徴収の税額です。 ※4・6・8月は対象年度の前年度も年金からの特別徴収をされていた方のみ記載されます。	▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）			
支払者の法人番号	年金より特別徴収される額			
▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額	▼来年度も引き継ぎ公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）			
	年金より特別徴収される額			

対象年度の翌年度（4・6・8月）の年金からの特別徴収の税額です。

【人的控除の内訳】
該当する場合は、「有」印または人数が記載されます。

3 枚目

▼所得金額等

給与収入
公的年金等収入
①【所得】 前年1月から12月までの収入金額です。 (例) 令和8年度の所得額は、令和7年1月から12月までの収入額を基に計算しています。
合計所得金額
繰越損失額
総所得金額等

▼所得控除額

②【所得控除】 ①の総所得金額から控除される金額です。
控除合計

▼扶養親族該当区分

控配	老配	特配	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	特親	未成年者	特障	他障	寡婦	勤労学生
----	----	----	----	----	-------	-----	----	----	----	----	------	----	----	----	------

▼支出税額

「住宅ローン控除」などの住宅借入金特別税額控除額、「ふるさと納税」など寄附金税額控除額がある場合は、それぞれの税額控除額（市民税・県民税分）の合計額が記載されます。
--

▼課税標準額

③【課税標準】 ①から②を引いた課税対象となる所得額です。

所得割額
均等割額
森林環境税額
減免額・免除額
年税額（住民税及び森林環境税の額）
給与・公的年金等からの特別徴収税額
差引普通徴収税額（本年度納めていただく額）
控除不足額 (うち還付額)

【控除不足額】
所得割額から控除しきれなかった配当割額または株式等譲渡所得割額がある場合に記載されます。
【還付額】
還付額の記載がある場合は、市県民税・森林環境税の還付に関する通知を送付します。